

社会保険担当部局の取組

○建設業担当部局の社会保険未加入対策と併せて、厚生労働省の社会保険担当部局においても周知・啓発等により保険加入を促進するとともに、建設担当部局からの通報を受け、指導・適用を推進します。

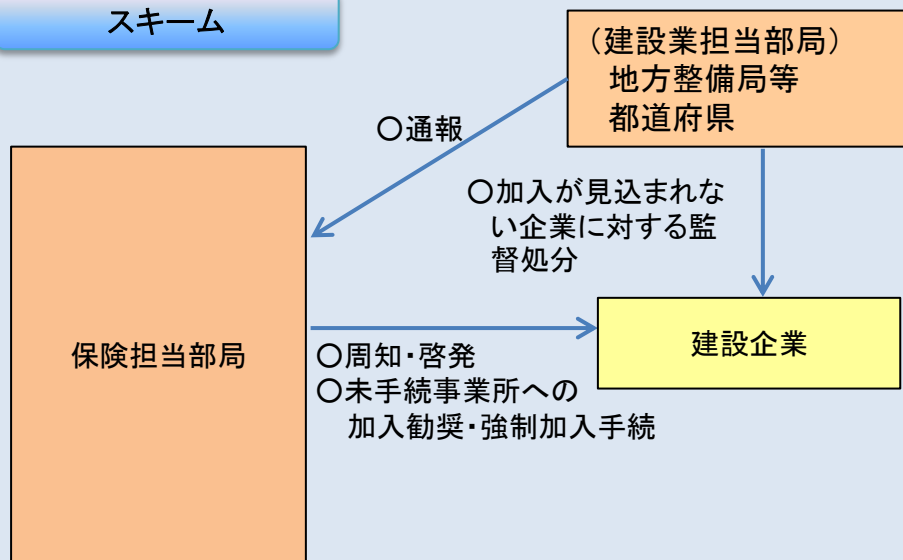
概要

- 社会保険担当部局においては、健康保険・年金保険・労働保険の周知・啓発を行っている。
- 建設業担当部局からの通報があった場合には、未加入企業に対する加入勧奨を行い、社会保険等の加入に向け必要な手続を行う。

周知・啓発等の取組

- 保険担当部局において、下記の取組を行っている。
 - ・パンフレット・ポスター等の配布
 - ・民間委託による加入勧奨(書面・電話・訪問)、年金機構職員・行政職員による加入指導
 - ・保険適用事業場の公開(労働保険適用事業場検索)
 - ・未加入企業を把握するため法務省の法人登記情報を活用する予定(健康保険、年金保険、労働保険)
 - ・悪質な未適用事業所等の事業所名の公表

スキーム



未手続事業所への指導・強制加入手続

- 建設業担当部局からの通報を受け、未手続事業所に対する指導を行う。
 - ・年金事務所(医療、年金)、労働局(労働保険)からの電話勧奨・訪問勧奨等
- 指導をしてもなお未加入の場合、強制的に加入手続を行う。